

(議事概要)

件名 令和5年度第2回草津市人権擁護審議会
日時 令和5年8月24日(木) 午後1時30分～午後3時15分
場所 草津市役所2階特大会議室
出席委員 18名(欠席6名)
事務局 8名
傍聴 なし

1. 開会

2. 議題

・パートナーシップ宣誓制度について「草津市はどうあるべきか」

海外の制度について(資料1)、主な意見・質問(資料2)を事務局から説明

【以下審議内容】

会長 今日、おおよその方向性を決めていきたいが、その前に事務局からの説明に対して意見や質問等があれば発言いただきたい。

委員 事務局からの説明のとおり導入に反対意見がないので前向きに進めていただき、その中で気にかかることがあれば、意見を出し合うのが良いと思う。

会長 最終的に答申を作成する際は、皆様で決をとる。方向性が定まらないまま議論できないため、反対がないことから制度を作る方向で、内容を審議していく。

・制度の内容検討(資料3～5)

委員 四つあり、一つ目は、資料3の(1)「ファミリーシップの有無について」でファミリーシップ制度とパートナーシップ制度の関連性はどのように理解すればよいのか。二つ目は、要綱例において、草津市としての何か独自性を発揮した部分はあるのか。三つ目は、第13条「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」とあるが、これは一般的には、内規をさすのか。内規は、公表されていないが、その辺も審議してできる限り示せるものがあればお願いしたい。四つ目が、制度導入により、当事者が一番心配なのは宣誓者が不利益な取り扱いをされないかである。対応策を考えることが非常に重要だと思う。

会長 関連して何か同じように質問はないか。

委員 資料3の「ファミリーシップの有無」に関連して、子どもの意思確認について、様々な行政等の手続きや法的な手続きの中で、両親の同意が必要な場合に、どのように、子どもの立場が守られるのか心配する。もう一つは、資料3の(3)対象者の範囲で、千葉市が④事実婚も含むとした意図が知りたい。さらに事実婚を認めると別分野の問題となることから、分けるべきと考える。

委員 人権に関わる条例には、行政が守らなければならないこと、やらなければならないことを示すことも必要だと考える。

会長 事務局から現時点で答えられることを回答してほしい。

事務局 パートナーシップ制度とファミリーシップ制度について、(資料3のファミリーシップの有無の図より)AとBがパートナーシップ制度の関係にあり、Bに実の子供

Dがいる場合、Dも含めて家族であることを認める制度がファミリーシップ制度である。要綱における草津市の独自性は、一般的な内容を示しているため、独自性はあまりないが、第12条「協定による手続き」については実現すれば、県内初の取り組みとなるので、独自性になると考えている。第13条「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める」が示す内容については、別途内規を規定すること等を想定してこの条文を設けている。対象者の範囲(資料3(3)―④)において、事実婚を含むことを採用している千葉市の意図は、事実婚を含めることにより、アウトティングを防止することである。千葉市には、直接話を聞いており、市役所で宣言をされる際に、周りに性的マイノリティだと思われる可能性があるため、事実婚の方も含めて対象にすることで、アウトティングを防止することをねらいとしていると聞いた。草津市では、受付の際に別室で対応する等のアウトティングの対策を検討している。(※アウトティング：自らの意図しないところで他人が勝手にカミングアウトすること) 子どもの権利が守られるかの点について、子どもに意思表示を的確にさせることは難しいところがあり、課題の一つと考えている。行政の役割について、国で制定された「LGBT理解増進法」では、地方公共団体の役割として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するように努めると。」としている。各自治体が法律に先立って制度を作っているが、このパートナーシップ制度は、行政が進めていくべき理解の増進を実現していく、一つの方法であると考えている。

会長

この審議会は論点がどのような制度にするのかという点と、制度を採用したうえで何をするのかという点である。どのような制度にするのかについては、三つの論点があり、一つ目のファミリーシップ制度において、千葉市ではファミリーシップ制度が、初期の頃から作られているのか。

事務局

千葉市は、2019年1月29日に制度がスタートしており、ファミリーシップ制度は導入していない。

委員

実際パートナーシップを運用していくと、子どもの問題は出てくるので、それに対応するために、後から子どもも含めるファミリーシップ制度を導入される自治体が出てきていると理解していた。パートナーシップ制度よりさらに進んだ制度としてファミリーシップ制度があるというわけではないと理解してよいか。また、デメリットで、行政サービスが限定的とあるが、パートナーシップ制度であれば、受けられる行政サービスがファミリーシップ制度だと受けられないとはどういうことか教えてほしい。

事務局

後発の自治体がすべてファミリーシップ制度を導入しているわけではない。最近制度を導入した自治体でもパートナーシップ制度を導入している自治体もある。パートナーシップ制度を導入した効果として、先行自治体の例で、市営住宅の入居や、犯罪被害者支援金の給付があげられる。デメリットの意味は、ファミリーシップ制度では、パートナーシップ制度で受けられるサービスに加えて、利用サービスが大幅に増えるわけではないということである。

委員

基本的には、パートナーシップ制度を中心とした要綱でよいと思うが、ファミリーシップ制度を採用しなかった理由を説明できなければならないと考える。京都市はなぜファミリーシップ制度を採り入れなかったか等他市町の経過も知りたい。

事務局

ファミリーシップ制度について他自治体に聞き取りを行ったところ、導入のメリットが少ない、子どもの意思確認が完全ではないので様子を見ることにした等の回答があった。東京都は、「家族」の法的な定義がないためファミリーシップを進めていくのは難しいと判断した。以上の点から事務局としては、もう少し様子を見

委員 必要があると考えている。

委員 ファミリーシップ制度で問題になるのは子どもの立ち位置だ。子どもは、何歳までが子どもなのかという問題がある。家庭裁判所では、何歳であれば子どもの意見が聞き取れるかという問題があった。ただ、今回の場合は、同性婚ができないので、草津市のルールとしてパートナーシップを認め、今後どんな問題が発生するかわからないので、要綱で柔軟に対応していくとして、ファミリーシップは少し置いておくほうがよいと思う。

委員 この制度を導入しても、利用することを躊躇されることがあると思う。調べてみると豊島区でアウトティングの禁止を規定した条例がある。そのあたりのことも知りたい。アウトティング禁止を明示することで、申請しやすい環境を整えることも大切と考える。

事務局 今回要綱の中で明記はないが、様式例の5ページの受領書カードの裏面に「この趣旨を十分に理解していただく必要がある」と明記しており、アウトティングの防止に努めている。

会長 パートナーシップ制度とは別に人権問題として、アウトティングの禁止について理解を高めるため啓発や教育が必要。答申の中には入れておきたい。

委員 アウトティングはもう大体周知されていると思う。一部浸透していないところは、人権センター等の啓発冊子や学校教育の中でやっていく必要がある。

会長 資料3の三つの論点については解決しなければならない。一つ目が要綱か条例かで、草津市は、人権条例をすでに制定をしており、それに基づいて、人権の啓発や教育を行ってきた。従ってその条例のもとで、要綱としてパートナーシップ制度も考えていくのでよいか。二つ目にファミリーシップ制度について、基本的にはパートナーシップで考えていくべきというのが皆様の意見かと思うが、これで取りまとめてよいか。それから、三つ目の対象者の範囲については、多くの自治体が採用している③「一方又は双方が性的マイノリティである二人」でよいか。

委員 賛成の立場で言わせていただくが、柔軟に内容が変更できる要綱がよいと思う。

会長 この三つの論点については、あくまで最終決定ではないため、もう少し議論をし、最終的に答申案の決をとっていききたい。次に、要綱例及び様式例で事務局から補足する点があれば説明をお願いする。

事務局 先ほどの第13条の規定についての補足だが、第13条の規定に基づいて、さらに細かい部分は、内規で定めるケースはある。内規は一般的には公表されない取り扱いだが、要綱自体に大きな変更等が必要になった場合については、要綱自体を改正して、その内容はホームページで公開している。「必要な事項は、市長が別に定める」は、例えば、内規で事務の細かい部分を定めるイメージである。これは草津市のほぼ全ての要綱に定められている。

委員 情報公開請求をしたら見ることができるのか。

事務局 情報公開条例に基づいて請求いただければ、それに応じて対応する。

委員 制度ができた後も、見直しの必要があると思う。3年や5年の期限で見直しをされたらどうか。

会長 これは要綱の中に入れるかどうかは別として市民への周知と、制度が当初意図したように運用されているか、改善が必要ではないかを振り返る検討が必要ということ。これもできる限り、答申の附帯意見ではなく、経過の中で入れていければ良いと考える。

委員 外国の方は、日本国籍を取得した人に限るのか。草津市民であればよいのか。様式例で、外国の方だとどのように扱うのか、代筆を可とするのか、または、必ず代筆

- 者を準備しなければいけないのか。
- 事務局 本人が書くことが基本。外国人の方も制度の対象と想定をしている。必要書類の中に住民票の写しがあり、今は外国人の方も住民登録をするようになっているので、国籍にかかわらず、登録されていれば対象となる。全ての言語に対応するのは不可能だが、市で国際交流協会等の協力をいただきながら、可能な限りの対応はしていきたいと考えている。また最近では翻訳機能があるアプリ等もあるので、何らかの形で実現していきたい。
- 委員 この制度を導入するのと、並行して教育啓発が非常に重要ではないかと考える。制度の導入については、学校でもなにか考えているのか。特に教育は、制度が有効に働くかどうかの一つのバロメーターになると思う。それから、教育現場だけでなく、社会教育においても考えているか確認したい。
- 会長 直接対象になるのは、18歳以上となるが、啓発や教育をどのようにするのか事務局は何か考えはあるか。
- 事務局 小学校、中学校の調査内容で、学校によって状況は違うが、当事者の講演会を開催したり、人権教室でLGBTを取り扱ったりすることはある。教職員や、PTA内の研修で研修、教育、啓発が現在行われている。この制度の周知に関しては、教育現場においては、教育委員会の考え方等もあるので直接的な指示は難しいが、一般的な企業、市民の皆様に対しての周知は何らかの形でしていく必要があると考えている。また、各企業の中で福利厚生等の規定にも影響を及ぼす可能性があるので、周知を進めていく必要がある。
- 委員 外国籍の方について草津は、60カ国、約3,371名の外国籍の方がいる。外国籍だけでなく、外国にルーツを持つ方はさらに多く、カミングアウトしたくない人も実は多い。周知の際に、全ての言語を網羅するのは難しいが、「やさしい日本語」であれば、小学校2年生程度レベルの日本語であり、理解できる人もいるので、取り入れていただきたい。
- 会長 では、本日のまとめとして、この制度について推進する方向で議論を詰めていく。それから、3つの論点については、①条例ではなく要綱で作成をしていく方向で考える。②ファミリーシップ制度ではなくパートナーシップで考えていく。③対象者は、一方または双方が性的マイノリティである2人をこの対象者として考えていくことでほぼ皆様の意見が一致した。最後に事務局から連絡事項をお願いする。
- 事務局 次回は、9月19日に開催予定である。次の審議会は、本日の審議を基に要綱案の修正し、答申の中にどのような形で反映していくか、可能であればたたき台等をお示しする。当初の予定は第4回目が最終回と想定しているが、今後議論が引き続き必要であれば、さらに5回目も検討するが、基本的には、4回目には答申案をまとめていきたい。
- 会長 特になければ、以上で本日の議題はすべて終了する。